

別添3 地域活性化総合特区の指定申請書（概要版）

地域活性化総合特別区域指定について

1. 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

レアメタル等リサイクル資源特区

2. 総合特別区域について

(1) 区域

1 指定申請に係る区域の範囲

ア) 総合特区として見込む区域の範囲

大館市、鹿角郡小坂町、能代市及び秋田市の全域

イ) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域（必要に応じ設定）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に係る特例措置：
上記ア) の区域

ウ) 区域設定の根拠

- (1) 大館市については、家電リサイクル施設、廃プラスチックを原料とするリサイクル製品製造施設及び焼却施設が所在する地域。
- (2) 鹿角郡小坂町については、非鉄金属製錬施設及びリサイクル関連施設が所在する地域。
- (3) 能代市については、廃プラスチックを原料とするリサイクル製品の製造施設が所在する地域。
- (4) 秋田市については、非鉄金属等の製錬、リサイクル関連施設が所在する地域。

(2) 目標及び政策課題等

2 指定申請に係る区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

ア) 総合特区により実現を図る目標

①定性的な目標

県内のレアメタル等金属リサイクル資源供給基地の形成、県内経済の活性化、国内金属資源の安定確保、資源循環型社会の構築、我が国経済社会の活力の向上、持続的発展の実現

②評価指標及び数値目標

- ・評価指標は使用済家電等の回収重量とし、数値目標は平成28年度に600t／年とする。
- ・総合特区申請と規制制度改革要望を併せて実現することで、平成28年度の回収実績で約1万tとする。

③数値目標の設定の考え方

- ・対象機器の全国排出量に、想定する回収対象地域、目標回収率を乗じて算出した。

【算定根拠】

回収目標量【①×②】 = 約3,000t／年×20% = 600t／年

①県内で排出される小型電気電子機器等（約3,000t／年）

②目標回収率 = （約20%）

※参考として規制制度改革の実現による回収量（1万t／年）の算定根拠は申請書へ記載した。

イ) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

①政策課題と対象とする政策分野

- ・政策課題：レアメタル等金属資源の安定確保と資源循環型社会の構築
- ・政策分野：グリーンイノベーション（環境・エネルギー大国）

d) 再利用・リサイクル

②解決策

廃棄物処理法の規制緩和による廃棄物の広域移動等の推進、自治体等の処分コスト・環境負荷等の低減、回収金属量の分配システムの導入によるトレーサビリティの確保、金融機関による環境格付け等の支援、技術開発やリサイクルシステムの実証など

ウ) 取組の実現を支える地域資源等の概要

秋田県の沿岸部では石油・天然ガスなどが、内陸北部では非鉄金属鉱山や林業などが地域経済を牽引する。県北部地域は、鉱山関連基盤を活かした金属リサイクル、廃棄物処理、廃木材、廃プラスチックを活用した複合素材の製造などのリサイクル産業が集積する。特に金属リサイクル施設は複雑鉱（黒鉱）の高度処理技術を有し、不純物や有害物質を無害化・除去し、23種類もの金属回収が可能であり、世界的にも数社のみが持つ技術と言われている。

秋田県中央部においても、日本最大の亜鉛製錬所やレアメタル精製施設などが立地している。さらに本県では環境・リサイクルに係る人材育成や技術開発を行う秋田県金属鉱業研修技術センターや秋田大学など産学官が連携し、平成21年度からは東南アジアを対象に環境・リサイクル技術やエコタウンのノウハウ提供など国際的な交流を図っている。

これを活かし、平成18年度からは全国に先駆け、大館市において使用済小型家電の回収試験を行い、現在は取組が全県域で行われているなど取組の先駆性があるほか、地域住民の理解や協力が図られていることも本県の大きな特徴である。

（3）事業

3 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

ア) 行おうとする事業の内容

① 家電等の金属含有製品の広域回収によるレアメタル等金属資源の安定確保

1) 事業内容

廃棄物処理法の特例措置の実現により、県が運送業者等を「特定収集運搬事業者」として指定し、廃棄物処理法の許可を不要とするほか、県が特区内のリサイクル業者を「特定再資源化等事業者」に指定し、レアメタル回収を効率的に行うために長期保管等が行える仕組みを可能とする。さらに処分の委託にかかる市町村間の通知を不要とすることで広域移動を促進する。排出市町村や事業者は特定再資源化等事業者と契約を行う。特区へ金属系使用済製品を集める仕組みとして、現在の自治体の処分コストの半分程度で引き取るほか、回収金属量の分配や環境格付けなどこれまでにはなかった事業を盛り込む。

イ) 事業実施主体

(株)エコリサイクル、DOWAエコシステム(株)、小坂製錬(株)等

ウ) 当該事業の先駆性

平成18年度から全国に先駆け、使用済小型家電の回収試験を実施し、リサイクル制度構築に向けた課題を明らかとしてきた。本特区は金属リサイクルにかかる技術・施設・人材を有する国内最先端のリサイクル産業によるリサイクルコンビナートを形成している。

本特区はリサイクル制度のない全ての金属系使用済製品を対象として、現状では埋立されている機器から多くの資源を回収し、市町村処理施設の負荷軽減等、処分コストの削減の外、有害物質の拡散防止などに資することができる。

エ) 関係者の合意の状況

指定申請事業の内容について、第2回地域協議会により各委員の合意を得た申請である。

また、県議会においても本内容について説明済みである。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・県北部エコタウン地域の中核となっている家電リサイクル施設や、かつての鉱山施設を活かした国内最先端の金属製錬施設などのインフラや技術等が整っていること。
- ・既に全国に先駆けた使用済小型家電の回収試験を実施しており、市町村や県民の理解が得られており、全国で唯一（市町村を超えた）広域回収が実現している先進的取組地域である。

ii) 地域の責任ある関与の概要

特区の実現を踏まえた府内検討を進めており、今後下記の措置を講ずる準備がある。

ア) 地域において講ずる措置 [a) ~ d) すべて記入してください。]

- ・各種リサイクル事業への補助事業や融資制度を講ずる。
- ・リサイクル原料や収集運搬・再資源化の基準・適正処理対策・回収資源量の報告などについて県や地域協議会が主体的に検討。
- ・必要に応じて県条例の制定についても検討を進める。
- ・「秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議条例等に関する条例」の事前協議について特区での対象機器を除外とする方向で既に府内で調整すみである。
- ・地域協議会及び県が特区を監視（適正処理指導や必要な措置を講ずる）

イ) 目標に対する評価の実施体制

- ・評価の実施は毎年度末に行う。地域協議会委員の意見は事務局が取りまとめ、計画を策定する。地域住民からも通年で意見を受け付けるほか普及啓発事業についても実施する。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール（平成24年～）

- 地域協議会の開催（1～5月）
- 総合特別区域計画の申請及び認定（6～7月）
- 総合特別区域法等の改正・施行（8月）
- 必要となる条例の制定及び施行（上記と同時期）
- 特定収集運搬事業者、特定再資源化事業者の指定（上記と同時期）
- 各事業の実施（総合特区法、条例等の施行後）
- リサイクル技術の開発等（上記と同時期）

イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

東北大学（N P O 法人 R t o S 研究会）、D O W A エコシステム（株）、小坂製錬（株）、（株）エコリサイクル、マテリアルエコリファイン（株）秋田工場、（株）デンコードー、（株）日本政策投資銀行、（財）秋田県鉱業会、大館商工会議所、小坂町、大館市、能代市、秋田市、秋田県

3. 新たな規制の特例措置等の提案について

ア) 規制の特例措置

- ・廃棄物処理法第7条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可に関する特例措置
- ・廃棄物処理法第14条第1項の産業廃棄物収集運搬業の許可に関する特例措置
- ・廃棄物処理法施行令第4条第1項第9号の一般廃棄物の処分の委託の基準に関する特例措置
- ・廃棄物処理法施行規則第8条の28のマニフェスト送付期限に関する特例措置

イ) 財政上の支援措置

- ・産業技術実用化開発事業費補助金（資源循環型実証事業）の活用

ウ) 金融上の支援措置

- ・利子補給制度の活用

(参考資料)

レアメタル等リサイクル資源特区の概要（1）



目標・戦略

【政策課題】

- ◆レアメタルの安定確保
- ◆有害物質の拡散
- ◆廃棄物の減量化（最終処分施設の逼迫）

秋田県北部の大館・小坂地区はかつての鉱山技術を活かした高度な製錬技術や施設を有し、金属リサイクル関連産業が集積する国内最先端の地域である。総合特区により全国に先駆けて、レアメタル^(※1)等金属資源などの集約・供給機能を飛躍的に向上させることにより、国内の資源エネルギー確保戦略の推進と地域の活性化を図る。

レアメタル等の資源リサイクル

- 国内での資源循環を実現
- 海外への流出を抑制

環境負荷の低減

- 焼却・埋立（処分コスト）の減少
- 環境汚染の抑制

経済活性化

- ★秋田県経済の活性化
- ★国内の資源流通の活性化

【特区内】レアメタル等の金属資源リサイクル推進のため、秋田県独自の広域収集システムを構築

5年後の目標（現状 30トン／年）
⇒資源物 600トン／年の回収

対象地域〔大館市・小坂町・能代市・秋田市の全域〕

金属系使用済
製品等



県指定

自治体・企業

特定収集
運搬事業者

①契約

②リサイクル原料
(現在よりも安価で引取予定)

⑤トレーサビリティ
(回収資源量報告)

⑥金融機関
による支援

特 区

秋田県・地域協議会

民間・行政等

- ・総合特区計画の策定と評価
- ・リサイクル原料、収集運搬、再資源化基準等の検討
- ・適正処理対策
- ・回収資源量の評価 など

回収報告

報告

特定再資源化事業者

県指定

③特区工場
(家電リサイクル工場)

レアメタル精製工場
非鉄製錬所

プラスチック
リサイクル工場等



④資源を
国内市場へ

規制の特例措置

★廃棄物処理法の収集、運搬、処分等

金融上の特例措置

★利子補給制度の活用

財政上の支援措置

★経済産業省の「資源循環型実証事業」を活用した使用済家電の高度選別機の開発及び導入 等

^{※1} レアメタル（希少金属）＝コバルトやニッケルなど地球上への存在が希であるか、抽出が物理的・経済的に困難な金属（31種類）。

レアメタル等リサイクル資源特区の概要（2）



1 目的

高い資源価値を有しているが、リサイクルルートがなく、廃棄や海外流出している金属系使用済製品等（※）について、レアメタル等資源の安定確保と資源循環・適正処理を図ることにより、国内の資源エネルギー確保戦略の推進と地域の活性化を図る。

2 申請主体

秋田県、大館市、DOWAホールディングス株式会社

※ 対象とする「金属系使用済製品等」とは
・使用済み電気・電子機器（一般・産業廃棄物）
・産業機械、医療機械等、農業機械等の法律上特段の取り扱いに係る規定のない資源物

3 地域協議会

- ・秋田県、関係市町村、DOWA等関係企業・団体、学識経験者、金融機関、NPO等により組織。
- ・特区指定後は条例により組織し、総合特区全体の管理・評価の全般を行う。

4 金属系使用済製品のリサイクル及び資源循環の実現

- ・レアメタル（タンクステン、インジウム、ネオジム等）の回収、貴金属（金・銀等）やベースメタル（鉄・銅・アルミ等）、プラスチックなどを回収。
- ・金属系使用済製品（現在は主に一般廃棄物）の広域移動と、有害物質の適正処理を実現する。
- ・自治体の現処理コスト（秋田県の現状約20円/kg）よりも安価に引取ることで、高い回収率を実現する。
- ・契約した自治体や企業に対し、環境配慮設計のためのデータ提供や金融機関等による環境（リサイクル）格付導入による社会的貢献の評価等を実施することにより、自治体や企業の積極的な参画を促す。
- ・特区の運営費の支援者に対し、回収金属量（環境価値）を分配し、回収金属量を環境報告書等へ表示できるなどのインセンティブを付与することで、地域協議会の持続可能な運営を目指す。

5. 地域独自の取組

- ・リサイクル原料の指定
- ・運搬・リサイクル方法の基準策定
- ・回収金属量の評価、適正処理指導
- ・地域協議会規定
- ・特定再資源化事業者の指定
- ・特定収集運搬事業者の指定
- ・その他特区指定に伴い必要となる基準等を策定

6. 規制の特例措置

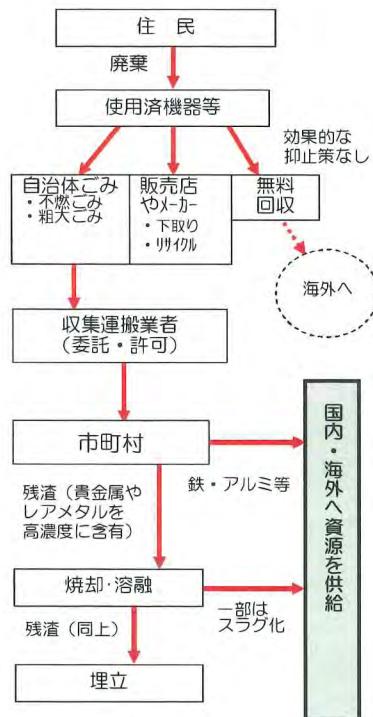
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規制緩和等（法第7条、第14条、施行令第4条、規則第8条の28）
- ・収集運搬業の許可を不要に。 処分期限の緩和により効率的リサイクルやレアメタル部品の蓄積を可能に。
- ・排出元自治体と特定再資源化等事業者の契約により
⇒収集運搬・処分基準を緩和、排出元自治体の通知を不要に。

7. 支援措置

- ・財政上の支援措置（経済産業省の「資源循環型実証事業」を活用した使用済家電の高度選別機の開発及び導入等）
- ・金融上の支援措置（利子補給制度（0.7%以内、5年間））の活用

現行法と特区指定後の使用済製品等の処理フローの比較（一般廃棄物の例）

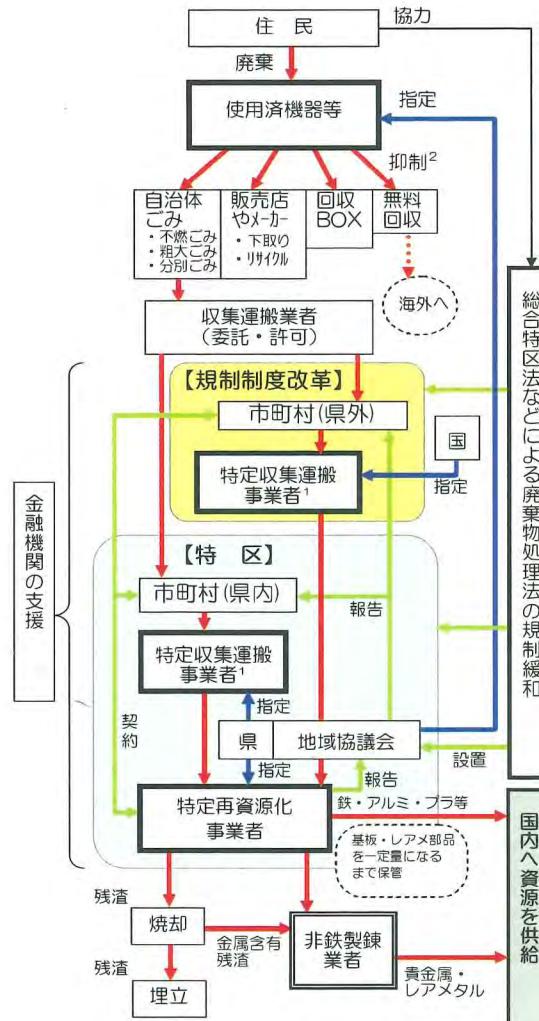
(現 状)



(凡例)

- 現状での問題点
- △ 原因や関係規制等
- モノの流れ

(レアメタル等リサイクル資源特区)



(凡例)

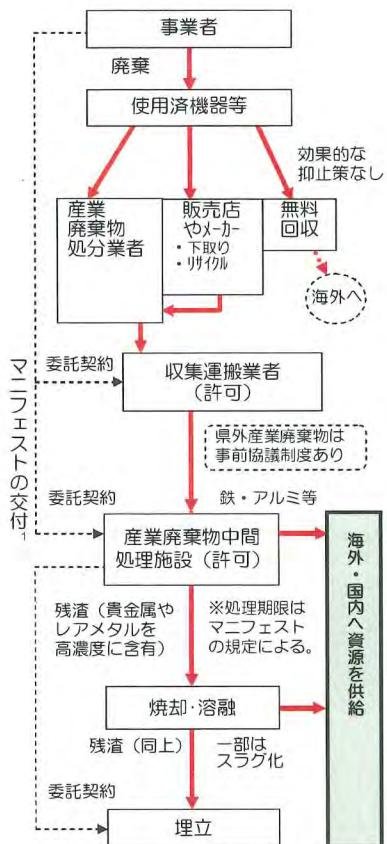
- ◎ 問題点の解決後の姿
- 規制緩和のケア
- モノの流れ
- 行政処分
- 規制緩和や特区のルール

¹ 宅急便など日常的に使用するトラック便などをイメージ（もちろん従来の許可業者や委託も可能）

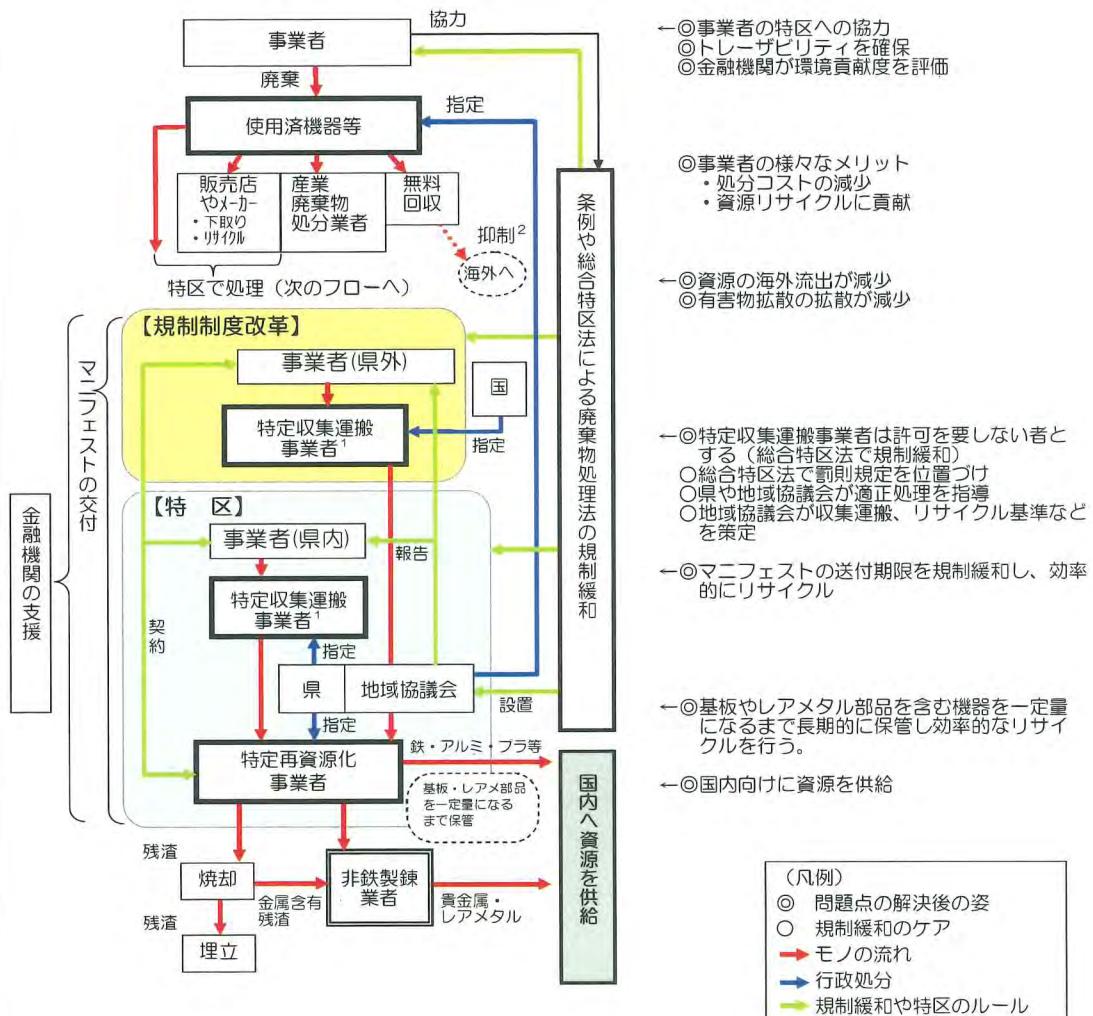
² 本特区の指定による県民のリサイクル意識の高まりにより、（廃棄物処理法違反の懲れがある）無料回収への引渡し抑制効果が期待される。

現行法と特区指定後の使用済製品等の処理フローの比較（産業廃棄物の例）

(現 状)



(レアメタル等リサイクル資源特区)



¹ マニフェストの送付期限は中間処理業者は90日以内、最終処分業者は180日以内に排出事業者へ送付すること

² 本特区の指定による県民のリサイクル意識の高まりにより、（廃棄物処理法違反の懲りがある）無料回収への引渡し抑制効果が期待される。